

十一月六日(木)
シドニー市近郊のワリンガリー市にある

キンプリキ・ゴミ処理センター訪問

●キンプリキ・ゴミ処理センターの概要
廃棄物処理場であるが、処理場内のゴミについては、残土は内容物により分類され、木材ゴミはシュレッダーをかけた後に再利用され、一般ゴミは購入していくこともある。また、当施設内にはエコ・ガーデンというコンポストを利用して残飯をできるだけ再利用しようと市民を教育する施設がある。

こんなことが決まりました

皆さんから出された 陳情

陳情

受理状況

- ▽市町村管理栄養士設置についての陳情書
- ▽全国市長会が行う「平成十六年度予算に関する要望」に「最低保障年金制度の創設」などを加えていただくことについての要請
- ▽児童青少年センター増設について
- ▽「マイナス人勸による地域経済への悪影響を危惧し、最低賃金引き上げ、マイナス人勸不実施により、景気回復・地域経済振興に資する施策を講じることが政府、広島県に求める」との意見書送付を求める陳情書
- ▽市町村管理栄養士・栄養士設置についての陳情書
- ▽高屋地区への児童青少年センター設置について
- ▽電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書
- ▽私立幼稚園の運営支援を求める陳情書
- ▽年金改悪反対、大増税の中止を求める意見書送付を要請する陳情書

(所感)

各訪問先では市長をはじめ、担当職員・施設等の責任者の方々と意見交換を行い、地方行政の実情を聴取できた。また、産業廃棄物処理対策や災害対策、地方自治体の情報化推進など当初予定していた調査テーマについて、満足した調査結果が得られた。この貴重な経験をもとに、今後の市政発展・住民福祉の向上に努力して参りたい。

第4回定例会で 可決した案件

議案	19件
承認案	1件
同意案	1件

『特別委員会付託案件』

- 平成十四年度歳入歳出決算の認定
- 平成十四年度水道事業会計決算の認定
- 平成十五年第三回定例会最終日の九月二十九日に、これら二議案の付託を受け、十月一日から十日まで、部局ごとの審査、総括質疑、討論、採決を行っている。
- 平成十四年度歳入歳出決算の認定について、平成十四年度予算は、厳しい財政環境の中、今後の我が国の経済動向等を十分に踏まえ総合計画に基づき諸施策を厳選して実施することを基本に、「急激な社会情勢の変化への対応」と「都市の魅力づくりと都市機能の充実」を重点目標に編成され、各種施策が展開されている。



その結果、平成十四年度決算は、一般会計について、予算額三九四億六七二万三千円に対して歳入決算額三八四億四九四万三千円、歳出決算額三七六億四九二万九千円、形式収支は七億五九六万四千円、繰越金、翌年度への繰越財源三億五〇九万二千円を控除した実質収支は四億八七二万三千円、黒字となっている。

予算執行状況については、歳入では、収入済額の予算額に対する比率は九七・五％、調定額に対する比率は九五・五％となっている。前年度と比較すると一八億二九四万七千三百円、四・五％減少しており、これは財産収入、使用料及び手数料が増加したものの、利子割交付金、市税、市債、繰越金が大きく減少したことなどによる。歳入の四四・八％を占めている市税は、前年度比二・〇％減少し、その収納率も九一・二％と前年度を〇・五ポイント下回り、収入未済額も一五億三九五九万九千円と年々累積し多額となっている。

歳出では、予算額に対する執行率は九五・五％となっている。支出済額を前年度と比較すると一七億四九八万八千円、四・四％減少し、これは民生費、総務費、労働費が増加したものの、土木費、災害復旧費、衛生費、教育費が減少したことなどによる。歳出を性質別に見ると、義務的経費は前年度比一・一％、一億六七四万九千円増加し、構成比でも四一・九％と二・四ポイント増加し、その主な要因は、県からの事務移譲による児童扶養手当の支給開始等による扶助費の増や、退職手当の増による人件費の増によるものである。投資的経費は前年度比一八・三％、一八億五二三八万七千円減と大幅に

減少し、構成比でも二一・九％と三・八ポイント低下し、その主な要因は、道路新設改良事業等の減や市営西住宅建築事業の完了等による普通建設事業費の減と、平成一一年度災害復旧事業がほぼ完了したことによる災害復旧事業費の減によるものである。

翌年度への繰越額は、西条駅前地区整備事業ほか一八事業において九億七四二万五千円、予算額に占める割合は二・五％で、前年度と比較して二億七五六万二千円、〇・八ポイント増加している。

不用額は七億八三九万九千円、予算額に占める割合は二・〇％、額にして三一八六万円増加している。不用額については、それぞれやむを得ない事情があることは理解できるが、予算編成時に内容の精査に努め、適宜、適正な補正により財源の効率的な運用を行うよう改善が望まれる。

二〇の特別会計の決算合計額は、歳入決算額二六二億八七二万八千円、歳出決算額二六〇億五五五万四千円、形式収支は一億五三一八万四千円、繰越金、翌年度への繰越財源二〇二万三千円を控除した実質収支は一億三二九五万一千円、黒字となっている。

これらの特別会計については、概ねその目的に沿った運営をされているが、収入金の状況を見ると、住宅新築資金等貸付金の償還率については一〇・七％で、前年度と比べ〇・六ポイント低下しており、依然として低率な状況となっている。国民健康保険税の収納率についても、滞納繰越分を含めた全体で六八・三％と、前年度と比べ〇・八ポイント低下しており、これらの収納対策に当たっては、各制度の趣旨が十分理解されるべく指導・助言に努め、未収入金の解消が図られるよう、なお一層の創意工夫と努力を望む。また、土地区画整理事業に係る保留地処分については、西条第一特別会計においては一区画も処分がなく、東広島駅前特別会計においても当初予算の二八・九％の処分率で、一般会計から多額の繰入れが生じている。厳しい経済情勢にはあるが、保留地の早期完売に向け

努力を望む。

審査の過程で各委員から指摘、要望のあった主な事項については次のとおりである。

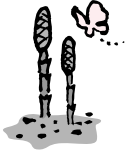
市税、使用料、償還金等あらゆる収入金について、その確保は財政基盤強化のため極めて重要であり、また負担の公平の原則の観点からも、滞納者の所得と生活実態の把握に努め負担能力に応じた迅速かつ的確な対応をすべく、関係部署、関係団体等と連携し適正な債権管理のもとあらゆる対策に取り組み、悪質滞納者に対しては厳しく法的措置を講じるなど、収納率の向上及び未収入金の解消に努めていただきたい。

市道の整備等市民要望の高い生活関連事業については、地域間における処理の公平性を確保するとともに、早期完了に向けて努力されたい。

職員の恒常的な時間外勤務と年々増加している病気休暇については、管理職に適切な指導、チェックを行わせる目標管理制度の徹底を図るなど、健康管理に十分留意し、縮減のための有効な対策を講じられたい。

その他、各家庭のごみの減量化、資源化と生活排水対策の啓発、団地のコミュニティプラント改修費助成制度の創設等汚水処理に係る市民負担の平準化、輪番制病院の適正な運営体制の確保、効果的な雇用対策による幅広い雇用機会の創出、農業生産法人の設立支援や地産地消の推進等農業振興の充実、学校給食施設の整備方針、区画整理事業の保留地処分対策、都市整備公社と農業公社のあり方など、広範にわたり、指摘、要望が出されている。

討論においては、「西条第一土地区画整理事業特別会計について、保留地処分の対策が不十分で、一般会計に影響が生じている。国民健康保険特別会計について、国保税の引上げにより滞納者が増加し、資格証明書発行の増加につながっている」との反対討論がなされたが、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決している。



平成十四年度水道事業会計決算の認定について、年度末における給水件数は四万七千七百九件で、前年度末と比較して一五八二件、三・四％増加し、給水人口は一〇万三千三百三十二人と二・〇％増加し、二・〇％増加している。また、水道普及率は八四・四％で、前年度と比較して〇・一ポイント向上している。年間配水量は一二〇〇万八千三百九立方メートルで、前年度と比較して二・一％増加し、年間有収水量は一一一七万三千七百三立方メートルで、三・一％増加している。有収率は九三・〇％と前年度を〇・九ポイント上回っており、有収水量を用途別に見ると、家事用では前年度と比較して三・一％、工場用で八・二％増加している。

収益的収支については、事業収益は二八億五八八万六千円で、前年度と比較して六四八六万二千円増加し、その主な要因は、給水人口の増加等による給水収益の増などである。一方、事業費用は二八億三〇七万九千円で、前年度と比較して二六四万一千円減少し、その主な要因は、受託工事費、減価償却費及び泉用水からの受水費の減である。収支差引きで二八億五千七百七千円の純利益が生じている。

資本的収支については、収入総額が企業債の借入れ、国庫補助金、一般会計出資金、開発者からの工事負担金などにより五億六千三百二十八万五千円となっており、支出総額は第五期拡張事業の実施などにより一〇億二億四千九百九千円となっている。収支差引不足額四億三千九百九十四千円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんされている。

建設改良事業については、平成三年度から実施している上水道第五期拡張事業をはじめ、配水管整備事業、石綿管更新事業などに取り組んでいるが、総事業費八億四九一十二万六千円で、前年度と比較して六億八千五百四十八千円と大幅に減少している。このうち第五期拡張事業については総事業費七億二千七百八千円で、前年度と比較して四億四七〇万六千円減少し、その主な事業内容は、高屋低区ポンプ所築造工事、

高屋低区配水池造成工事、配水管布設工事などである。なお、建設改良費が減少した主な要因は、上水道拡張事業などの工事件数の減少と、配水池造成工事などで事業の調整に時間を要したことにより四億六八七万五千円の繰越額が生じたことによる。

審査の過程で各委員から指摘、要望のあった主な事項については次のとおりである。

水道料金の収納対策については、コンビニエンスストアでの収納の取扱いにより市民の利便性が向上し成果も出ており、より一層の利用の促進を図るとともに、受益者負担の公平性の確保の観点から引き続き、有効な収納強化対策を講じられたい。

経営努力により水道料金を据え置いてきたことについては、一定の評価はできるものの、今後水道事業経営がますます厳しさを増してくるものと予測される中、高利率の企業債の借り替えの要望や、給水量の増加、有収率の向上等により給水原価を引き下げ、現行の水道料金を据え置いていただきたい。

採決の結果は、全会一致をもって認定すべきものと決している。

委員会審査の過程において、委員各位から貴重な指摘及び要望、意見が述べられており、これらの点を含め、今後の行政執行の上で十分留意され改善を図られるよう要望するとともに、新年度予算編成においても十二分に反映されることを強く要望する。

反対討論(要旨)

二つの区画整理事業の特別会計については販売計画を大幅に下回っているが、一般会計の財政を圧迫することになるので今後の努力をお願いする。また税の滞納者が増える中で国保税を引き上げるべきではなかった。



総務委員会付託案件

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正

市議会議員並びに市長、助役及び収入役の期末手当の支給率の引き下げ等を行うもの。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

教育長の期末手当の支給率の引き下げ等を行うもの。

職員員の給与に関する条例の一部改正

国家公務員の一般職の職員の給与改定等に合わせ、本市職員の給料月額を引き下げるとともに、扶養手当及び住居手当の支給額、初任給調整手当の支給限度額、通勤手当の支給方法及び支給限度額並びに期末手当の支給率等の改定を行うもの。

反対討論(要旨)

個人の給与を引き下げることには不況からの脱却を一層困難にする。また不遑及の原則に則り、さかのぼって給与を引き下げることにはあつてはならない。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

企業職員の期末手当の支給時期を改正するとともに、雇用保険法の一部改正に伴い、失業した企業職員に係る退職手当の額に関する規定の整備を行うもの。

職員退職手当支給条例等の一部改正

国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げに合わせ、本市職員の退職手当の支給水準について、長期勤続者に対する退職手当の算定の際に乗じる調整率を引き下げるとともに、雇用保険法の一部改正に伴い、失業した職員に係る退職手当の額に関する規定の整備を行うもの。

○平成十五年度一般会計補正予算(第四号)

増額 六億四〇六〇万四千円
総額 三八二億二五二万九千円
期末手当の支給率の改定に伴う減額、早期退職者に係る退職手当の増額、財政調整基金への積立金の追加、重度心身障害者医療費支給事業費の減額、農事組合法人設立支援補助金の追加、西条駅前地区整備事業費の増額、市民文化センター駐車場用地購入費の追加等を行うもの。

反対討論(要旨)

個人の給与を引き下げることが不況からの脱却を一層困難にする。また不遡及の原則に則り、さかのぼって給与を引き下げることがあつてはならない。



文教厚生委員会付託案件

○国民健康保険条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、上場株式等の譲渡所得を有する国民健康保険税の納税義務者について、証券業者が上場株式等取引報告書提出することにより申告書の提出を要しないこととする特例を廃止するもの。

○平成十五年度国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

増額 一億二六七万五千円
総額 七三億三八七万一千円
職員給与費や電算システムの改修に係る経費、退職被保険者の増加に伴う退職被保険者等医療報酬及び高額療養費償還払の増、老人保健医療費拠出金の減、平成十四年度の療養給付費負担金の精算償還などによるもの。

反対討論(要旨)

個人の給与を引き下げることが不況からの脱

却を一層困難にする。また不遡及の原則に則り、さかのぼって給与を引き下げることがあつてはならない。

○平成十五年度老人保健特別会計補正予算(第三号)

減額 一〇五万円
総額 九六億七八八二万七千円
給与改定等に伴う職員給与の減によるもの。

反対討論(要旨)

個人の給与を引き下げることが不況からの脱却を一層困難にする。また不遡及の原則に則り、さかのぼって給与を引き下げることがあつてはならない。

○平成十五年度介護保険特別会計補正予算(第二号)

増額 一二四万九千円
総額 四六億九二六万円
給与改定等に伴う職員給与の減、平成十四年度の介護給付費原負担金等の精算償還などによるもの。

反対討論(要旨)

個人の給与を引き下げることが不況からの脱却を一層困難にする。また不遡及の原則に則り、さかのぼって給与を引き下げることがあつてはならない。

建設委員会付託案件

○訴えの提起について

市営土与丸住宅三六号の入居者を相手として、当該住宅を明け渡し、滞納家賃等を支払わなければならない旨の判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起するもの。



○訴えの提起について

市営右道住宅二八号の入居者を相手として、当該住宅を明け渡し、滞納家賃等を支払わなければならない旨の判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起するもの。

○訴えの提起について

市営新向原住宅一―二〇六号の入居者を相手として、当該住宅を明け渡し、滞納家賃等を支払わなければならない旨の判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起するもの。

○市道の路線の廃止について

市道の改良工事の完成に伴う路線の起点の変更、ほ場整備事業の完了に伴う路線の終点等の変更及び路線の見直しを行う必要が生じたため、市道九路線を廃止するもの。

○市道の路線の認定について

一般交通の用に供するため、市道の改良工事の完成及びほ場整備事業の完了に伴う路線の起点・終点等の変更及び路線の見直しを行った八路線を市道として認定するもの。

○平成十五年度公共下水道事業特別会計補正予算(第二号)

増額 五四八万二千元
総額 五四億九五〇二万八千元
職員給与の調整によるもの。

反対討論(要旨)

給与をさかのぼって引き下げることによる補正である。

○平成十五年度水道事業会計補正予算(第二号)

増額 三〇六万九千円
総額 三〇億八五八七万九千円
収益的収入
減額 八七二万九千円
総額 三〇億四六五六万八千円
収入は土地の取得原価を除いた売却益、支

出は職員給与費の減によるもの。
資本的収入
増額 三〇三万五千元
総額 七億六九七六万七千円

資本的支出

減額 八七七万六千円
総額 一二億五八五九万一千円
収入は土地の売却に伴う土地取得原価分の補正、支出は職員給与費の減によるもの。

反対討論(要旨)

給与をさかのぼって引き下げることによる補正である。

即決された案件

○専決処分の承認

平成十五年度一般会計補正予算(第三号)
増額 四二六三万七千円
総額 三七五億八四六万五千元
衆議院議員総選挙に係る経費の追加。

○御園宇財産区管理委員の選任の同意

東広島市西条中央三丁目一七番二四号 上野 一義
東広島市西条町大字御園宇六二四番地 竹内 治朗
東広島市鏡山三丁目五番一二号 藏田 誠
東広島市西条町大字御園宇三五〇四番地の一 加藤 親弘
東広島市西条町大字御園宇四一七三番地の一 爲久 敏春
東広島市西条町大字御園宇四七四〇番地 藤井 幹男

